

『源氏物語』の「楽」論

——聖代の行幸——

廣川勝美

はじめに

楽の音が響く。楽は都のものである。

より厳密にいえば、楽は天皇のものである。楽において、治世の理念が求められ、その実現が図られる。楽は、天皇を主宰者とする儀式である。それは天皇の統治そのものである。しかも、そこには日常的、現実的な政治とは異なった、より本質的、原理的な治世が期待されるのである。

そのような治世を貫く精神を歴史と呼ぶならば、伝承されるべきさまざまな出来事を言葉において現出する物語が孕んでいるのは、まさに歴史そのものである。ここにいう歴史は、事実に対応するものではなく、むしろ言葉に対応すべきものである。言葉のうち、歴史は宿り、言葉において歴史として立ち現れる。無数の事実の集積

の上に、言葉によって脈略を見出す営為が歴史である。

物語が楽を有するのもそのためである。それは天皇の御代が楽を有するのと同じである。楽は、御代を領導する規範である。秩序の根幹である。そのことによって、楽は、歴史に属するものである。というよりも、楽の具現する理念によって、御代は成り立ち、その歴史は成り立つのである。言葉において楽を語ることは歴史を語ることに他ならない。物語は、そのような意味において、歴史を蔵しているのである。

一

『源氏物語』において、とりたてて楽が語られるのは、朱雀院行幸の折である。

十月に朱雀院の行幸あるべし。舞人など、やむごとなき家の

子ども、上達部、殿上人なども、そのかたにつきづきしきは、みな選らせたまへれば、親王達、大臣よりはじめて、とりどりの才ども習ひたまふ、いとまなし。

〔若紫〕一巻・二二二頁^①

「十月に朱雀院の行幸あるべし。」というのは朝廷の布告そのものである。朱雀院行幸はかねてから用意された特別の行事である。そのことが行幸当日を前にして改めて強調される。その行幸において、楽は極めて重要な役割を与えられている。舞人が選ばれる。天皇の名においてである。舞人の選定は行事を進めるうえで特に重要である。行幸の準備としては、そのことが最も大切であるともみえる。

舞人に選ばれることは、やむごとなき家の子ども、上達部、殿上人どもにとって、その才が認められたということである。むしろ、選ばれるために、その方面に努力していなくてはならない。それは朝廷に仕える者としての任を果たすことでもある。親王達、大臣などにとつてのとりどりの才もまた同じである。行幸は現実的な施政を超えた政事である。むしろ、宮人、皇族の主たる任務は天皇の主宰する朝儀に参加することであるとさえいえる。楽の才を習得することとはそのためである。

この度の神無月の行幸にあたって、楽人、舞人が定められたのは「八月二十余日」のことであった。行幸の二カ月前である。

朱雀院の行幸、今日なむ、楽人、舞人定めらるべきよし、昨夜うけたまはりしを、大臣にも伝へ申さむとてなむ、まかではべる。

〔末摘花〕一巻・二六三頁

朝議で楽人、舞人が指名決定される。そのことを頭中将が左大臣にも伝えようというのである。このことからいえるのは、朱雀院行幸については左大臣までが関わっているということである。通例とする宴遊のためのものではなく、朝儀としての行幸とみられる。もう一つは、それほどに楽人、舞人の選定が重んじられているということである。この行幸に際しての主要な行事は楽である。そのことが二つの巻にわたって確認されるのである。

行事に任命され、儀式の進行に携わることは、朝廷に仕える者としての務めともいふべきものであった。行事としての行幸を盛儀たらしめるのは楽である。

行幸のことを興ありと思ほして、君たち集りてのたまひ、おのおの舞どもならひたまふを、そのころのことにて過ぎゆく。ものの音ども、常よりも耳かしかましくて、かたがたいどみつつ、例の御遊びならず、大箏築、尺八の笛などの大声を吹き上げつつ、太鼓をさへ、高欄のもとにまらばし寄せて、手づからうち鳴らし、遊びおはさうず。

〔末摘花〕一巻・二六五―六頁

左大臣邸に君達が集まつて行幸の日のために楽の音に合せて舞の練習をする。通例の管絃の遊びではない。大箏、尺八、太鼓などの楽器が奏でられる。雅楽寮の楽人ではなく、左大臣の子息達によつてである。まさに、選ばれたやむごとなき家の子どもなどである。その中心に頭中将、源氏中将が居る。一族あげての殊更なる行幸の用意である。儀礼としての楽の準備である。このうち、大箏は、『教訓抄』によれば、「康保三年之比。良峯行正吹、大箏。博雅卿伝」之吹。其後絶了。」とある。博雅三位は楽に関する伝承は多いが、それによると大箏が断絶した楽器であるということは認められる。山田孝雄氏は、「その用ゐる楽器は延喜天曆の御世のものと考えて寛弘の御世のものとしては見られざるを如何にせむ。」と論じた。ここにおける楽は、一条朝を遡る御代のものである。それは楽の栄えた御世である。

楽が整えられているのは、天皇の命に従つてのことである。十月の朱雀院行幸の後、二月の二十余日に催された南殿の花宴においても楽は天皇が用意させるものである。

楽どもなどは、さらにもいはずとのへさせたまへり。

〔花宴〕二卷・五〇頁

花宴に楽のあるのは例にはないことであつて特に盛儀たらしめるものである。楽は行事の主宰者たる天皇の意によるのである。それ

が整っているのは善政の証しである。

ここの齡にて、明王の御代、四代をなむ見はべりぬれど、このたびのやうに、ふみどもきやうざくに、舞、楽、もの音どもととのほりて、齡延ぶることなむはべらざりつる。

〔花宴〕二卷・五七頁

左大臣は、明王の御代、四代という。それは、作文とともに舞、さらに楽器の音が整っているからである。ここに『河海抄』は、

此四代明王或云周文武成康に模すると尺したり然而弘安源氏論議には貞信公のおもかけありといへり親行説これにおなし桐壺帝を延喜に准せは陽成光孝字多醍醐たるへき歟

貞信公元慶四年誕生なれば延長まですてに四代也于時左大臣なり尤此擬するにたれり^④

と注する。延喜、醍醐の御代に準拠を認めつつ、楽の盛んなることに聖代をみてとらうとする。それは朝政と礼樂との一致に御代の理想を求めることであるといえる。

凡三王教三世子、必以礼樂。樂所_レ以脩_レ内也。礼所_レ以脩_レ外也。礼樂交_レ錯於中、發_レ形於外。是故其成也懌、恭敬而温文。

礼樂はまさに夏殷周の「三王徳」である。それを周の文王、武王、成王、康王は修めたのである。「礼樂刑政、其極一也。所以同_レ民心而出_レ治道也。」^⑤、「審_レ樂以知_レ政、而治道備矣。」^⑥、「先王之道、

「源氏物語」の「楽」論
 礼楽可レ謂レ盛矣。」などである。このような儒教の楽政一致の理念が花宴における左大臣の讃辞にうかがえるのである。『漢書』の「仲舒伝」に、

蓋聞五帝三王之道。改レ制作楽而天下治和百王同之。當虞氏之樂莫盛於韻。於周莫盛於勺。

とある。制度を改めて楽を作れば、天下が治く和し、百王も之にならったという。それが「五帝三王之道」である。さらに、

道者所_レ誦適_レ於治_レ之路也。仁義礼楽皆其具也。故聖王已没而子孫長久安寧數百歳此皆礼楽教化之功也。王者未_レ作_レ楽之時廼用_レ先王之樂宜_レ於世者_レ而以深入_レ教化於民_レ教化之情不得雅頌之樂不_レ成。故王者功成作_レ楽樂_レ其德_レ也。楽者所以変_レ民風化_レ民俗_レ也。其_レ変民也。易其化_レ人也。

ともいう。道は、それによって太平に至る路である。仁義礼楽はその具である。数百年にわたる子孫の長久安寧も礼楽教化の効果であるとされる。王者は功が成れば楽を作るが、これはその徳を楽しむという義である。楽とは民の風俗を化すものである。

これが花宴の楽に認められる理念であった。朝儀としての楽はそのようなものであった。宴遊における管弦の遊びにもそのことはいえる。まして、行幸における楽は、より明確な企図をもって用意される。朱雀院行幸が繰り返され、楽が催されるのはそのためである。

さらさらの二十日あまり、朱雀院に行幸あり。

〔少女〕三卷・二六六頁)

こもまた朝儀としての行幸であり、そのための楽があったとみるべきである。

楽所遠くおほつかなければ、御前に御琴ども召す。兵部卿の宮、琵琶、内の大臣、和琴、箏の御琴、院の御前に参りて、琴は、例の太政大臣賜はりたまふ。さるいみじき上手のすぐれたる御手づかひどもの、尽くしたまへる音はたとへむかたなし。

〔少女〕三卷・二六九頁)

「楽所」の楽が奏でられた。それが儀礼としての楽である。朝廷雅楽寮の楽人によるものとみてよい。それは行幸を盛儀たらしめるものである。そして、それ以上に御代を寿ぐのは、御前での楽である。琵琶、和琴、箏という組合せである。宴遊における最も基本的な弦楽器である。選ばれた上手が院、宮、大臣であるという。楽の盛んな聖代である。それに源氏の琴が加えられる。眼目はこれにある。

琴の音を離れては、何ごとをかものをととのへ知るしるべと
 はせむ。
 (〔若菜下〕五卷・一八二頁)

琴は楽の統である。利沢麻美氏は「琴の琴は中国の楽器の中でも第一の楽器、常に君主の傍らにあるべき楽器とされていた。また琴の

琴は、調絃の仕方が決まっており、さらにそれに基づいて非常に複雑な奏法や楽曲が確立されていた。」と述べている。楽の調べが琴によつて整えられる。それは音楽としてだけでは無い。むしろ、これは樂政一致の理念を見出すべきである。すなわち、「風俗通曰琴者樂之統興八音並行君臣以相御也。」^⑫という。樂の統としての琴は極めて儒教的である。その背後に天地感応、神人共感の理法がある。

琴なむなほわづらはしく、手触れにくきものはありける。この琴は、まことに跡のままに尋ねとりたる昔の人は、天地をなびかし、鬼神の心をやはらげ、よろづのものの音のうちに従ひて、悲しび深き者もよろこびに変わり、賤しく貧しき者も高き世にあらたまり、宝にあづかり、世にゆるさるるたぐひ多かりけり。
〔若菜下〕五卷・一八一頁

琴を弾くのは全くむつかしい。まして、天地を動かす、鬼神の心を和らげるほどに奏法を習得することは困難である。それは昔の人であるという。「動天地。感鬼神。」^⑬は諸芸の才の究極の目標である。『紫明抄』は「礼記云、樂者天地之和」といい、「漢書礼樂志云、象天地而制礼樂、所以通神明、立人倫師古曰倫理也」^⑭という。源氏はそのような琴の技法を伝授された唯一の堪能者であるといえる。

とり立てたる御心に入れて、伝へうけとせたまへるかひありて、文才をばさるものにて言はず、さらぬことのなかには、

琴弾かせたまふことなむ一の才にて、次は横笛、琵琶、箏の琴をなむ、次々に習ひたまへると、上もおほしのたまはせき。

〔総合〕三卷・一一一―一二頁

「伝へうけとせたまへる」は解の分かれるところである。天皇がかなのか、源氏がかなのかである。仮に、天皇が伝え受け取らせたとしても、誰からであるか。天皇からと直ちに断じることとはできない。あるいは、源氏が御心に入れて伝え受け取られた、とするとすればなおのことである。たとえ、聖代の主であるにせよ、天皇の才をそこでまでみることはない。むしろ、この御代に源氏ほどの堪能者によつて御代が寿がれることこそ聖代のいわれとならう。当代の上手、博雅三位がその才の相承系譜において「師匠不詳」とされることをここでも認めるべきであらう。

二

樂は行幸においてそれほど重要である。それはこの御代の行幸のあり方と密接に関わっている。

いうまでもなく行幸は天皇のもとでの秩序を目に見えるかたちで表わす儀式である。「公式令」に「凡車駕巡幸。京師留守官。給鈴契」^⑮とある。ここにいる「車駕巡幸」が行幸の基本である。

このとき樂は儀式の中心ではなかった。従駕官人の隊列の偉容が天

皇の下における秩序を誇示したのであった。鹵簿は威儀を正して羅城を出る。そのような行幸にあたって「京師留守官」が置かれる。皇太子がその任にあたる。「皇太子監国」である。すなわち「謂。天子巡行。太子留守。是為監国。」と注解されている。このような規定からみて律令制における行幸は天皇が京師を出て畿外へ巡行するものであった。この制は、「延喜式」の「中務省」についての規定に「凡行幸經宿者。差定留守侍從付公卿奏之。」とされているところにも遺っているとみられる。

しかし、そのような畿外への行幸はみられなくなり、日帰りの非経宿の行幸が中心となる。内裏の常の御座所からの移御までも「行幸」と称されるようになる。「禁中の殿舎に行幸になる場合と、禁中を出て他所に行幸になる場合とがある。平安時代他所の行幸としては、神泉苑・朱雀院の行幸、朝覲の行幸、狩獵の為の野の行幸、社寺への行幸、臣下の邸宅への行幸等々とある。」^{①②}このような行幸の変化について、仁藤敦史氏は、「平安京が実質的に『万代宮』となったのは菓子の変を経た嵯峨朝以後であるが、畿外行幸が行われなくなるのもやはり嵯峨朝以後のことで、両者は古代天皇制の変質を論じる場合、避けては通れない事柄と考えられる。」^③とみる。統治儀礼としての天皇の巡幸が宮廷行事としての行幸へと変わっていく。さらには、私的な側面さえ付加されていくのである。

このことは、村井康彦氏が、貴族文化の背景となる平安時代の宮廷社会の構造として指摘するところである。

その点でまず指摘できるのが「後院」の創出である。後院とは天皇讓位後の居所として大内裏外に営まれる施設で、嵯峨天皇の時にはじまる。これにより天皇と上皇の居所が分離された。いや、分離するのが目的であった。^④と、説かれている。さらに、

第二点は、藤原基経による「年中行事障子」の猷進に見られるように、宮廷政治の骨格がこの時期定まったことである。(中略)宮廷政治の理念とルールが定まったことを意味する。王朝政治の確立といつてよいであろう。^⑤

と、述べている。

ここという後院の創出と宮廷行事としての行幸とは同じ要請に基づいているといえよう。朱雀院の創建年代は明らかではないが、「続日本後紀」、仁明天皇の承和三年五月二十五日に、

癸亥。以平城京内空閑地二百卅町奉充大皇太后朱雀院。^⑥

と記されている。これが史書における初見とされる。橋本義彦氏は、「仁明朝の初年に後院の制が開かれ」とし、後院の機能として、

先ず指摘し得るのは、内裏の「本宮」に対する仮御所としてのそれであり、第二に讓位後の御所としての機能であり、第三

に天皇の私的な所領・財産を管理する機関としてのそれであると論じている。これについて、目崎徳衛氏は「後院に関する国史の記事はすべて、経済関係に限られる。」として、「後院に天皇・上皇等が幸した事実や、これを居所とした事実は全くみられない。これに對して、冷然院は圧倒的に儀式・宴飲・行幸の場として記されている。」²⁵ という指摘をしている。さらに、所京子氏は、

また朱雀院も、その創立時期は冷然院と相前後するが、これを拡充整備し、讓位後も暫く居所とされたのは宇多天皇であり、やがて醍醐天皇を経て朱雀天皇の時には所謂累代の「御院」となった。なお、この両院には天皇御願の一切経、累代の御物・書籍など所蔵されていたようである。²⁶

とみる。朱雀院は冷然院と同じく、当初は天皇の宴遊の地や仮御所であったが、上皇の居所とされたのである。そのことよって天皇の行幸の地とされるのである。「御遊抄」より抜き出せば次のようである。

昌泰二年正月三日。幸朱雀院。命本康親王彈琴。雅樂寮奏音楽。殿上群臣時暢絃歌。²⁷

天慶九年八月十七日。幸朱雀院。

奏舞樂。

同十年正月四日。幸同院。

有歌管御遊。

同九日。重幸同院。

比巴授式部卿。琴山水。賜余。箏給右大臣。美頼。侍臣堪倭者数人陪殿。右少将朝成吹笙奏双調。管絃疑(疑懸響)。唱哥間

出酒酣。是間右大臣吹笛。右衛門督吹笙。宴酣賜祿。

同年三月九日。又幸同院。

有歌管御遊。

同二年正月三日。幸同院。

同年三月九日。又幸同院。

申刻藏人頭右中将源雅信朝臣召右大臣。舞一番。

和琴。式部卿親王。

琴。賜余。

比巴。左衛門督高明。

箏。治部卿兼明。

又唱哥者数人候南欄。唱哥者小數。朝忠朝臣聽昇殿。²⁸

同四年正月廿五日。幸朱雀院。

謁見太后。²⁹

朱雀院行幸は明確な理念と目的をもった宮廷行事といふべきである。このことは、戸田秀典氏が、

天皇親政の様態を端的に周知せしめるためには、天皇が百官

を率いて朝政を掌り、天皇が最高権威者としてその頂点に位置することを示威する必要があり、朝儀の振興がその最も効果的な方法であった。^⑧

と説くのと同じである。朝儀の振興、とりわけ、天皇の主宰する行事の創設は、律令政治の形骸化と、その反面、律令精神の昂揚という矛盾した側面をもちつつ進行していったとみられる。政治的・経済的な統治能力は脆弱になりつつある天皇が、その治世の理念を推進し、皇威を発揚することができるとすれば、儀式典礼を措いて外にはない。儀式典礼の基本ともいべき「延喜式」が醍醐天皇の時代に編纂され、さらに細目に亘る規定が「新儀式」として村上天皇の時代に定められているのもそのためである。

このような意味において、朱雀院行幸は平安京において新たに営まれる儀式である。行幸に供奉することは朝政への奉仕そのものであった。朱雀院行幸は宮廷政治の理念と秩序の確立を目的としている新しい儀式なのである。

行幸の準備はすでに行事人を定めるときから始まっている。それは「新儀式」の「天皇奉賀上皇御筭事」の定めるところによる。

前二一年。先定行事人。殿上公卿納言已上一人并藏人召二内藏寮。

穀倉院。内給所。前二箇月。定調楽所行事人。参議一人。殿上侍臣撰其事者二三

人。并可レ獻舞童二人々上。以下親王公卿弁官若近国受領有一息子者。或重親王別有レ勅舞之。^⑨

これによると行幸の一、二年前に行事人が定められている。公卿・納言以上一人と藏人頭などである。行幸の実務的な処理は藏人の所管とみられる。楽人、舞人も実際的には藏人頭の選定である。楽は行事の中心であり、儀式の理念を具現すべきものであった。そのことを楽人、舞人の選定についての経緯が示しているといえる。殊に、行事人の下で、内藏寮をはじめとして御聲、鹵簿、從駕官人の装束などの行幸の準備をすすめることと、調楽所において楽の用意をすることが規定されているのである。

楽が、これまでの畿外行幸とは異なつて重視されることになる。朱雀院行幸の盛儀とするためには朝廷の財物の限りを尽くしたであろうことはいうまでもない。それは累代の御物をもつてすれば可能である。だが、楽はそうではない。名器と称される楽器があつたとしてもである。楽の才が不可欠である。世に楽の才をもつて聞こえた名手は少なくはない。嵯峨、仁明、宇多、醍醐などの天皇もまた名手とされた。皇子、皇孫、その他にも、博雅三位など楽の技芸に秀でて名の有る者の伝承は多い。管弦の道に勝れた者は讃えられ、世に用いられるのである。楽の名手の多い御世はまさに聖代といふべきである。そのような楽の才が行幸において競われるのである。

「新儀式」として定められたのはこのことである。調楽所行事人の責務は、楽の音を世に響かせることにある。

楽は、行幸に先立つて試楽で奏でられる。

朱雀院の行幸は神無月の十日あまりなり。世の常ならず、おもしろかるべきたびのことなりければ、御方々、物見たまはぬことをくちをしがりたまふ。上も、藤壺の見たまはざらむを、飽かずおぼさるれば、試楽を御前にてせさせたまふ。

〔紅葉賀〕二卷・二頁

とある。試楽の場は清涼殿の東庭である。御方々、とりわけ、藤壺女御が朱雀院において楽を見ることができないからであるという。ここに試楽の主眼がある。天皇の御座の後ろに、藤壺女御、そして、弘徽殿女御、その他、更衣などが居並ぶ。それだけではない。春宮、左右の大臣、上達部、皇子たちが参列しているとみえる。

この度の朱雀院行幸は、「世の常ならず」という。天皇の命により格別の準備がなされる。楽人、舞人の選定から試楽へと、儀式としての順序がふまれている。清水好子氏は「型通り舞人定めと試楽を有する紅葉賀巻の朱雀院行幸もたゞの御遊でなく、なんらかの特別重大な意味を持つものであることが具体的な事前の行事によって推察されるのである。」と説いている。

『新儀式』についてみれば、試楽の場は仁寿殿東庭である。天皇

の御座、皇太子の座、次いで公卿の座などが設けられる。さらに、楽人の座が用意される。行幸の二、三日前である。

先二三日。有試楽事。構舞台於仁寿殿東庭。立大床子御

座於壇間。其南設皇太子座。（置上是省。其東南高欄下并南殿北

簀子數公卿座。數舞童座。舞台北三四許丈數樂人座也。

時刻出御之後。樂所行事參議等率樂人參入着座。乱声奏參

入音声。此間大臣依召參上着座。次皇太子參上。次殿上親王

公卿等參上着座。（獻舞童王御雖非。昇殿者二預此座一）次賜酒着。次発二音声。舞

童進矣。御厨子所供御肴。舞訖。舞童給禄有差。

ここにみえるように、まず、樂所行事參議などに率いられた樂人が着座して、舞童が進む。酒肴を賜りながら樂人の楽に合わせた舞を見る。試楽の主要はこうである。いずれにしても、試楽の中心は舞である。この舞人に選ばれるのは、皇子、あるいは大臣・公卿などの子息である。それらの多くは近衛府に属していることからすれば、近衛中将といつてもよい。いま、皇子である源氏中将、左大臣家の頭中将が舞人として選ばれたのもそれである。そのためには樂の才を習得としておくことは不可欠である。それはもはや貴族的教養ではなく、風雅な遊びでもない。朝儀のための備えである。そのことよって朝廷に仕えるのである。

今日の試楽は、青海波に事みな尽きぬな。

これについて、「紫明抄」は、

青海波御置時裝束事

大海浦半臂、えひそめの下襲面大海浦、裏えひそめ、表衣やまはという号青色袍号もえききこあふひ、表袴あられにくわんそめ。^④

と注する。源氏中将の舞が称賛される。それは一世源氏への賛美である。皇子でありつつ、親王宣下を受けることなき者への賛美である。そのことをもって、楽に政治への批判的意味をもたせてはならない。むしろ、その舞が称賛に値するほどの才を発揮することによって天皇とその御世を讃頌するのである。あるいは楽の才をもって聖代を招来するのである。そのためにこそ一世源氏の舞が讃えられるのである。そのようなものとして試楽は天皇によって主宰されるのである。たとえ、このとき、「仏の御迦陵頻伽の声」として聞いたとしても、「それなりに音楽と極楽との結びつきを彼らの意識のなかに見出すことは可能である。」^⑤ というように宗教的心情に終わるのではなく、むしろ、御世の理想的な姿を見出そうとするものであるといえよう。そのみならず、青海波の舞には儀式そのものの質の変化がみてとれるのである。伊藤慎吾氏によると、

平安時代には雅楽寮以外に左右近衛の武人が舞楽を奏するようになった。御遊抄によると、淳和天皇の天長十一年正月の朝

観行幸に左右近衛府が舞楽を奏しているし、降つて醍醐天皇の頃になって、延喜十六年十一月廿六日の克明親王元服の節に左右近衛が奏楽をしているのである。^⑥

ということである。雅楽寮のものではなく、衛府の舞楽として青海波の舞はある。「教訓抄」は青海波について次のようにいう。

青海波、龍宮樂也。昔天竺^ニ彼舞儀。青波^レ浪^レ上^レニウカム。浪^レ下^レニ樂^ノ音アリ。羅路波羅門聞^レ之。伝云。漢帝都見^レ之伝^ニ舞曲^一云々。

此曲。昔者平調樂也。而承和天皇御時。此朝^ニ依^テ勅^ニ。被^レ遷^ニ盤涉調曲^一。舞者大納言良峯、安世卿作。樂者和邇部、大田麿作。二^并乙魚^清。詠者小野篁^カ所作也。有二^説。^⑦

古青海波ヲハ舞トモ。詠ヲハセス。只光季^カ嫡^ノ流^シ許也。行高光則季貞^カ一者ノ時。ハルカノ末ノ物ニテ。光時カセシ也。則近之時ヨリ。其家ニハ始^テスル也。^⑧ 光近習タリ。其伝ノ様。中巻申タリ。

このように青海波は比較的新しい舞楽とみられる。雅楽寮の楽所によるものではなく、衛府所管の楽所のものである。近衛の大将、中将が舞うことになる。これは行幸が京内に限られるようになるとともに盛んになったといえる。ここに、諸国に対する皇威の誇示を目的とする行幸から、京師において天皇の徳とその下での秩序の確立を目的とする行幸への変化をみる事ができよう。

行幸に供奉し、楽を奉るのが、大臣、公卿などと、その一族であり、あるいは皇族であることにも、この行事の意味するところがうかがわれよう。

行幸には、親王たちなど、世に残る人なくつかまつりたまへり。春宮もおはします。〔紅葉賀〕二卷・一三四頁

行幸には親王をはじめ宮廷をあげて仕える。それに春宮も加わる。行幸には文武百官が供奉する。朱雀院行幸は「延喜式」「太政官」の職掌として規定されているところによるとみられる。

凡行幸^レ心^レ経^レ旬者。弁史各一人。左右史生各二人。官掌一人。陪從。若不^レ経^レ宿者。減^レ左右史生各一人。預^レ撰^レ行日^一弁^一備庶事。前^レ数十日^{臨時}量定^レ造告^レ宮使^{使人官品臨時}任^レ装束^司。一長官一人。位^三。次官二人。位^五。判官三人。主典三人。位^六以下。任^三前後次第^司。御前長官一人。位^三。次官一人。位^五。判官二人。主典二人。位^六以下。御後亦准^レ此。定舉^{奏聞}。又預定^レ陪從留守五位以上。人數臨^上。時處分。

予め行日を陰陽寮が扱ふ。行幸に先立って、「造行宮使」、「装束司」、「前後次第司」などの宮司が臨時に編成される。畿外行幸の行われた時期の「造行宮司」とは異なって、「造行宮使」は規模は小さく、行宮の造営ではなく検校を職務としていた。経宿の行幸がみられなくなる時期の行幸は鈴契の管理、留守官の任命、行宮の設定

よりも、威儀を正した従駕の編成が重視されたといえる。「宮衛令」の規定する「鹵簿図」ではなく、その都度作成される行幸指図によって隊列が整えられる。内裏から朱雀院まで、朱雀大路を群行する行幸である。それだからこそ世をあげて供奉することができる。畿外の行幸とは異なったの京内の行幸がめざすものはここにある。天皇はその都から出ることはない。天皇は都に在りつつ、その御世のめでたさを知らせる儀式としての行幸をしなくてはならない。そのため新しく用意された行事が朱雀院行幸である。平安京が都として固定されることと朱雀院行幸は不可分の関係にある。そこには、この時代の求める治世の理念と秩序が託される。行幸に雅楽寮の樂人が供奉するのもそのためである。『延喜式』は「雅楽寮」の職掌として、

行幸之所。属^レ已上率^レ雅樂人^一祇候^④。をあげる。行幸の樂は、雅楽寮の重要な職務であった。

例の、樂の船ども漕ぎめぐりて、唐土高麗と尺くしたる舞ども、種多かり。樂の聲、鼓の音、世をひびかす。

唐樂は左方の樂、高麗樂は右方の樂である。「左方の樂は横笛、箏、琵琶、箏、太鼓、鉦鼓、鞆鼓を用ひ、右方の樂は拍笛、箏、太鼓、鉦鼓、三ノ鼓を用ひる。」とされる。いづれも樂所に

よる儀礼的な楽である。宰相、すなわち参議の二人と、左衛門督と右衛門督とが左右の楽のを行なう。【新儀式】による次第はこうある。

三献之後。日行事公卿令_レ奏_レ楽。楽所於_二西門内_一奏_二乱声_一

三度。訖奏_二参入音声_一。参議二人相分立_三重親王前_一。行事大夫

二人立_二舞重前_一。相牽参入。上下楽工者。相隨在_レ後。曲訖各

着座。于時行事人候_二気色_一。數_二平敷御座於南廂_一。上皇鋪第三間。今上鋪第二間。

天皇先下座候_二気色_一。上皇又下_二御座_一着_二御平鋪_一。次天皇着御。

次第奏_レ舞。此間有_二上皇命_一。召_二第一親王_一。舞重親王有_レ勅。

又召加親王大臣参上候_二簀子敷_一。

このように十月の朱雀院の行幸は最も儀礼的なものであつて、皇によつて用意された楽が行幸の中心をなす。ここまで行事が整えられるのは、この度の行幸が宴遊を目的とする通例のものでないとみられる。この行幸の準拠について『弘安源氏論議』は、次のような問答をあげる。

十二番問云左

範藤朝臣

朱雀院の御賀は准拠の例いつれそや

答云右

兼行朝臣

延喜六年十月の朱雀院の行幸御賀の例にてや侍らん

延喜の御賀両度侍るにや十月おほづかなし十一月にて侍るや

らんそのたひ御子の舞にたつことなし延喜十五年三月の御賀に当代の御子重明親王舞の袖をかへす源氏中将又其時当代の御子にて侍るやらん大納言院の別当にて正三位に叙す源氏中将おなしく舞の賀の賞に上階かた／＼おもひよそへられ侍り如何

左右申所用捨ことなり賀のこと葉につきては左の申所いはれあり紅葉賀のこと葉によりては右の十月もたよりある准拠の例かれこれさためかたしとて為持^③

準拠については決しかねる。ただ御賀の行事とみて、親王の舞に注目している。これは、この度の行幸の性質をいうものではある。

準拠そのものについては『河海抄』の説くところである。

延喜十六年三月七日辛酉行幸朱雀院法皇五十御賀

同年八月廿八日行幸同院詩題 高風送秋韻

康保二年十月廿三日行幸同院題 飛葉共舟鞋

朱雀院ハ三條朱雀也是後院也古今集_二朱雀院トアルハ宇多院御

事也

脱履の、ち此院_二御座故也^④

このうち、延喜十六年三月の朱雀院行幸は法皇五十御賀であることによつて取り上げられるべき準拠として認められる。さらに『日本紀略』を引けば、

七日辛酉。辰時。天皇幸朱雀院。奉賀太上法皇五十筭。諸司獻物。童親王。及五位以上子為舞人。^④

とある。献物の他は舞人のことを記載して足れりとする。あるいは「西宮記」に「次有音楽事」、「童親王等奏舞」^⑤とある。行事のありようがみてとれる。行幸が三月になされたということについては議論がある。準拠としては直接的ではないとみられなくはない。だが、史実としては重なるころの多いものである。御賀のための朱雀院行幸のものが極めて少ない行事である。むしろ、異例であるからこそ準拠とされたであろう。清水好子氏は、さらに、

冷泉院以来一条天皇にいたるまで、ほとんど廃絶していた行事であることから、人々はやはり自然に延喜天曆の昔を思ったであろう。気付かぬにしても作者はそのつもりであろうし、その意図は物を知る人には誤りなく受けとられたと思われる、また「神な月十日あまり」という季節によって、それは醍醐村上がよく行った朝覲の行幸だともとらないであろう。^⑥

と説いている。朱雀院行幸は、算賀の儀式であり、宴遊の行幸ではない。延喜天曆の御代において、朝儀として宴遊を目的とする朱雀院行幸が行われた。いずれにしても行幸が京内に限定されるようになってからの行事である。後院としての朱雀院が上皇の居所となっており、しかも、上皇が五十の賀を迎えるということは格別のこと

である。その稀れな算賀の行事が延喜の朱雀院行幸である。その際に楽が極めて重要な位置を占めた。朝儀としての行幸を盛儀たらしめるものとしての楽の役割が決定的となった。延喜・天曆の御代が聖代といわれることの理由の一つは朝儀の確立にある。

『源氏物語』が、この時代を準拠とするということは、朱雀院行幸において、特に、楽の盛んなることにおいても認められるというべきであろう。この物語が女楽をはじめとして様々に楽の音を響かせることの意味は私的な心情と関わっているにしても、その根底には、楽をもって聖代の証しとする理念が存在する。楽は、天地、神人を動かすものである。そのようなことにおいて楽はこの物語の手法そのものであるといえよう。

注

- ① 石田穰二・清水好子校注『源氏物語』、新潮日本古典集成、新潮社、一九七六年。以下、本文の引用はこれによる。
- ② 『教訓抄』続群書類従、第拾九輯上、続群書類従完成会、一九二七年、三三〇頁。
- ③ 山田孝雄『源氏物語の音楽』宝文館出版、一九三四年、四四七頁。
- ④ 玉上琢彌編、山本利達・石田穰二校訂『紫明抄・河海抄』角川書店、一九六八年、二八一頁。
- ⑤ 竹内昭夫『新釈漢文大系 札記（上）』明治書院、一九七一年、三二二頁。
- ⑥ 竹内昭夫『新釈漢文大系 札記（中）』明治書院、一九七七年、五五

- 七頁。
- ⑦ 注⑥に同じ、五六〇頁。
- ⑧ 注⑥に同じ、六〇三頁。
- ⑨ 『和刻本正史 漢書(一)』影印本、汲古書院、一九七二年、六一五頁。
- ⑩ 注⑨に同じ、六一六頁。
- ⑪ 利沢麻美『源氏物語における方法としての音楽——「若菜下」巻の女楽について——』『国語と国文学』一九三三年、一月号。
- ⑫ 『藝文類聚 子部 卷第四四』第五卷、四部集要、新興書局、一九六一年、一一九六―七頁。
- ⑬ 小島憲之・新井栄蔵校注『古今和歌集』新日本古典文学大系、岩波書店、一九八九年、三三八頁。
- ⑭ 注④に同じ、一二二頁。
- ⑮ 『吉野吉水院楽書』統群書類従、第拾九輯上、統群書類従完成会、一九二七年、四八九頁。
- ⑯ 『令集解』黑板勝美編、国史大系、吉川弘文館、一九六六年、八五七頁。
- ⑰ 注⑯に同じ、七九五頁。
- ⑱ 『延喜式 中篇』黑板勝美編、国史大系、吉川弘文館、一九七二年、三五一頁。
- ⑲ 甲田利雄『平安朝臨時公事略解』、統群書類従完成会、一九八一年、一〇三頁。
- ⑳ 仁藤敦史『古代王権と行幸』黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇年、三頁。
- ㉑ 村井康彦『平安京と京都』、三一書房、一九九〇年、一六―七頁。
- ㉒ 注⑳に同じ、一八頁。
- ㉓ 『続日本後紀』黑板勝美編、国史大系、吉川弘文館、一九三四年、五三頁。
- ㉔ 橋本義彦『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、一五七―八頁。
- ㉕ 日崎徳衛『政治上上の嵯峨上皇』『日本歴史』二四八号、一九六九年一月。
- ㉖ 所京子『平安前期の冷然院と朱雀院——「御院」から「後院」へ——』『史窗』第二八号、一九七〇年。
- ㉗ 『御遊抄』統群書類従、第拾九輯上、統群書類従完成会、一九二七年、二八頁。ただし、注記は省略した。
- ㉘ 注㉗に同じ、二九―三〇頁。
- ㉙ 注㉗に同じ、三〇頁。
- ㉚ 戸田秀典『奈良・平安時代の宮都と文化』、吉川弘文館、一九八八年、二八一頁。
- ㉛ 『新儀式』群書類従第六輯、統群書類従完成会、一九三二年、二二五頁。
- ㉜ 清水好子『源氏物語論』埴書房、一九六六年、一八五頁。
- ㉝ 注㉜に同じ、二二五―六頁。
- ㉞ 注㉜に同じ、四八頁。
- ㉟ 荻美津夫『日本古代音楽史論』吉川弘文館、一九七七年、一八三頁。
- ㊱ 伊藤慎吾『風俗上よりみたる源氏物語時代の描写の研究』風間書房、一九六八年、五八五頁。
- ㊲ 注㉞に同じ、二二三頁。
- ㊳ 注㉞に同じ、二二六頁。
- ㊴ 注㉞に同じ、三三八頁。
- ㊵ 注㉞に同じ、五三〇頁。
- ㊶ 田辺尚雄『日本音楽史』雄山閣、一九三三年、二二三頁。

- ④② 注③に同じ、二二七頁。
- ④③ 池田亀鑑『源氏物語大成』第七卷、研究資料編、中央公論社、一九五六年、五三五頁。
- ④④ 注④に同じ、二七一頁。
- ④⑤ 『日本紀略 第三(後編)』黒板勝美編、国史大系、吉川弘文館、一九四四年、二〇頁。
- ④⑥ 『西宮記 第二』故実叢書、吉川弘文館、一九三二年、一九二頁。
- ④⑦ 注③に同じ、一七八、九頁。